

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月25日	
条例の題名	地方自治法第八条第二項の規定による町としての要件に関する条例		公 布 日	昭和23年6月10日
条 例 番 号	昭和23年三重県条例第16号		直 近 改 正 日	平成16年6月25日
所管部局課	地域連携部市町行財政課		電 話 番 号	059-224-2171
条例の概要	地方自治法第8条第2項の規定に基づき、町となるべき普通公共団体が具えていなければならない要件を定めるものである。			条例の 類型 委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第8条第2項の規定により、条例の規定が必要である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	町となるべき普通地方公共団体は、条例で定める要件を具備しなければならないので公的関与は必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
適法性	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	地方自治法第8条第2項の規定により、条例の規定が必要である。	
	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第8条第2項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
有効性	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	該当なし		
	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	40502 市町行財政運営の支援	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
効率性	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	町となるべき要件については、市に関する事項に類似したものを要件緩和したうえで必要な事項を条例で定めているものであり、規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考える。なお、現在村は存在しないが、配置分合等により町村が設置される場合も考えられるため条例は必要である。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
公平性	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
点検・見直し結果	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たしており、改正の必要はないと考える。		無	無